

広島県告示第二百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和八年三月十六日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月二日

広島県知事 横 田 美 香

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道倉橋大向釣士田港線	呉市倉橋町字荷羽四八四三番三地从先から 呉市倉橋町字荷羽四八四三番三地先まで	令和八年三月二日